

医療機関へのお願い

高石市の保育所(園)・認定こども園・松の実園では、学校保健安全法施行規則第18条の感染症にかかった後に登園する場合、同法施行規則第 19 条(出席停止の期間の基準)に基づき、下記意見書を提出するよう指導しておりますので、よろしくお願いいたします。(なお、高石市医師会にご協力を依頼しております。)

学校感染症等に係る登園に関する意見書

園

クラス名		氏 名	
------	--	-----	--

◇下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則にもとづき療養を指示していましたが、感染のおそれがかわめて少なくなったので、 年 月 日以降の登園が可能であると判断しました。

第2種感染症

- ☐ 麻しん [解熱後3日経過]
- ☐ 風しん [発疹消失]
- ☐ 水痘 [すべての発疹の痂皮化]
- ☐ 咽頭結膜熱(プール熱) [主要症状消褪後 2 日経過]
- ☐ 流行性耳下腺炎 [耳下腺、顎下腺 または 舌下腺の腫脹が発現したあと 5 日経過し かつ 全身状態が良好]
- ☐ 百日咳 [特有の咳が消失 または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤療法が終了]
- ☐ 結核 [感染のおそれなし]
- ☐ 髄膜炎菌性髄膜炎 [感染のおそれなし]

第3種感染症

- ☐ 流行性角結膜炎 [結膜炎の症状が消失し、感染のおそれなし]
- ☐ 急性出血性結膜炎 [感染のおそれなし]
- ☐ 腸管出血性大腸菌感染症 [便の細菌培養において 2 回陰性が確認されたものとするのが一般的である]
- ☐ コレラ [感染のおそれなし]
- ☐ 細菌性赤痢 [感染のおそれなし]
- ☐ 腸チフス [感染のおそれなし]
- ☐ パラチフス [感染のおそれなし]

第3種その他の感染症 【①～④は、出席停止により感染症拡大防止効果があるもの】

- ☐ ①A 群溶血性連鎖球菌咽頭炎(溶連菌感染症) [感受性のある抗生物質投与後24時間以上経過]
- ☐ ②アデノウイルス感染症 [感染のおそれなし]
- ☐ ③感染性胃腸炎(ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルスなどによるもの) [嘔吐、下痢の症状が治まり、普段の食事ができるまで]
- ☐ ④RS ウイルス・ヒトメタニューモウイルス・マイコプラズマなどの急性呼吸器感染症(登園に差し支えと考えられるもの) [感染のおそれなし]
- ☐ その他()

◇いまだ病名の確定には至っていませんが、下記のような病状から「感染のおそれなし」と判断できず、現時点での登園は不適切であると判断します。

血液・粘液を含む便 この24時間以内に複数回の嘔吐 原因不明の発しん よだれを伴う口内痛・口内炎
発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛 がんこな咳漱 唾液腺の腫大 いちじるしい眼脂・結膜充血

◇その他の意見:

年 月 日
医療機関名:

診察医師名: